

大規模地震への対応について

○大規模地震が発生した場合の基本的対応について

市内の震度等	時	学校・各家庭の対応
震度5弱 又は津波警報	在宅時	<ul style="list-style-type: none">・休校となるので登校せず、家族とともに行動する。・学校から連絡があるまでは登校しない。
	登下校・在校時	<p>【登下校時の措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・通学路は各家庭で確認しておく。・安全確保し、最寄りの公園や空き地など、安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。（日頃より、学校・家庭で指導をしておく）・津波警報が発令された場合、安全な高台に避難する。・交通機関利用時については、関係機関の責任者の指示に従う。 <p>【在校時の児童生徒等に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・原則として授業を打ち切り、津波の状況を確認した上で、教職員の指導のもと、安全な場所に避難させ、保護者引き渡し以外は、学校待機を原則とする。・交通機関を利用する児童生徒については、状況に応じて保護者へ引き渡しするなど、児童生徒の安全に十分に配慮した措置を講じる。・下校が困難な児童生徒は、安全のため、学校待機とする。

教職員は「震度5弱」以上の場合、可能な限り学校に参集する

震度 5 強以上 又は大津波警報	在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休校となるので登校せず、家族とともに行動する。 ・ 学校から連絡があるまでは登校しない。
	登下校・在校時	<p>【登下校時の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路は各家庭で確認しておく。 ・ 安全確保し、最寄りの公園や空き地など、安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。(日頃より、学校・家庭で指導をしておく) ・ 大津波警報が発令された場合、ただちに安全な高台に避難する。 ・ 交通機関利用時については、関係機関の責任者の指示に従う。 <p>【在校時の児童生徒等に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な場所に避難させ、保護者引き渡し以外は、学校待機を原則とする。 ・ 大津波警報が発令された場合、状況に応じて校舎の上層階や安全な高台に避難させる。 ・ 事前に決めておいた引渡しの方法に従って、保護者引き渡しを実施する。

※ 「震度」については『気象庁発表』の逗子市の震度を規準とする。
(市町村ごとの震度が発表されていない場合は三浦半島を基準とする)

※大津波・津波警報が発令された場合、基本的には校舎 3 階フロアー・体育館(床面高さ約 14m)・屋上に避難する。
状況によっては、近隣の高台「桜山神明社」(桜山6-1185 標高 61m)への避難を検討し、判断する。